

○小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例施行規則

平成13年3月30日規則第9号

改正

平成16年4月1日規則第22号

平成17年6月30日規則第45号

平成18年3月31日規則第32号

小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例（平成12年小田原市条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例、小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成15年小田原市条例第31号。以下「開発手続条例」という。）及び小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則（平成16年小田原市規則第17号。以下「開発手続規則」という。）の例による。

(適用除外の範囲)

第3条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める者は、開発手続規則第3条に定める者とする。

(標識の設置等)

第4条 条例第8条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、様式第1号によるものとする。

2 事業主は、標識を開発事業区域が道路に接する部分（当該開発事業区域が2以上の道路に接する場合は、原則としてそれぞれの道路に接する部分）で、当該開発事業区域の外部から見やすい場所に設置しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 事業主は、標識を開発事業協定検査済証が交付されるまで設置しておかななければならない。

4 事業主は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、記載事項がその期間中不鮮明にならないよう管理しなければならない。

(標識設置の報告)

第5条 条例第8条第2項の規定による報告は、標識設置報告書（様式第2号）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 案内図

(2) 土地利用計画図

(3) 建築物平面図並びに立面図及び断面図

(4) 標識を設置した場所が明示された図面（第1号の案内図に場所を明示したときは、添付を

要しない。)

(5) 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真

(6) 近隣住民の名簿一覧並びに近隣住民及び周辺住民の範囲を示す図

(近隣住民等への説明)

第6条 条例第9条第1項に規定する開発事業計画の概要は、次に掲げるものとする。

(1) 開発事業区域の位置、形態及び規模

(2) 開発事業に係る建築物の規模、構造及び用途

2 条例第9条第4項の規則で定める方法は、説明会等の日の1週間前までに、標識を設置した場所に説明会等の日時、場所等を掲示し、及び近隣住民に対してこれらの事項を記載した書面を交付する方法とする。

(説明報告書等)

第7条 条例第10条第1項に規定する説明報告書は、様式第3号によるものとする。

2 前項の説明報告書には、条例第9条第1項又は第2項の規定により実施した説明に使用した資料を添付しなければならない。

3 第1項の説明報告書に基づき、電波障害が生じるおそれがあると市長が認めたときは、事業主は、開発事業工事着手届に記載された工事着手期日までに電波障害に関する調査報告書を提出しなければならない。

4 条例第10条第2項の規定による報告は、標識記載報告書(様式第4号)に、同項の規定により記載した事項を確認することができる写真を添付して行わなければならない。

(説明報告書に対する意見書等の提出)

第8条 条例第11条第1項に規定する意見書及び条例第12条第1項に規定する再意見書は様式第5号、条例第11条第2項に規定する見解書及び条例第12条第2項に規定する再見解書は様式第6号によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による意見書の写しの送付及び条例第12条第2項の規定による再意見書の写しの送付は、意見書等送付書(様式第7号)によるものとする。

(説明報告書等の閲覧)

第9条 条例第13条の規定により説明報告書、意見書、見解書、再意見書又は再見解書(以下「報告書等」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧票(様式第8号)に必要な事項を記載して市長に提出しなければならない。

2 市長は、報告書等を閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、報告書等の閲覧を禁止し、制限することができる。

(1) 報告書等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(紛争調整の申出)

第10条 紛争当事者は、条例第14条第1項又は第2項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、紛争調整申出書(様式第9号)により市長に申し出なければならない。

(あっせんの開始)

第11条 市長は、条例第14条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書(様式第10号)により紛争当事者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第12条 市長は、条例第16条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、あっせん打ち切り通知書(様式第11号)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停移行の勧告等)

第13条 市長は、条例第17条第1項の規定により調停に移行するよう勧告しようとするときは、調停移行勧告書(様式第12号)により紛争当事者に勧告するものとする。

2 条例第17条第1項の規定による勧告に対する諾否の応答は、市長が指定する日までに調停移行勧告に対する回答書(様式第13号)を市長に提出して行わなければならない。

(調停の申出)

第14条 紛争当事者は、条例第17条第4項の規定により調停の申出をしようとするときは、調停申出書(様式第14号)により市長に申し出なければならない。

(調停の開始)

第15条 市長は、条例第17条第2項から第4項までのいずれかの規定により調停を行うときは、調停開始通知書(様式第15号)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停案受諾の勧告等)

第16条 市長は、条例第17条第6項の規定により調停案の受諾を勧告しようとするときは、調停案受諾勧告書(様式第16号)により紛争当事者に勧告するものとする。

2 条例第17条第6項の規定による勧告に対する諾否の応答は、市長が指定する日までに調停案受諾勧告に対する回答書(様式第17号)を市長に提出して行わなければならない。

(調停の打ち切り)

第17条 市長は、条例第19条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたものとみなされるときは、調停打ち切り通知書(様式第18号)により紛争当事者に通知するものとする。

(あっせん及び調停の手続の非公開)

第18条 あっせん及び調停の手続は、公開しない。ただし、紛争当事者の双方の同意があった場合は、この限りでない。

(代表者の選定)

第19条 条例第14条第1項又は第2項の紛争の調整の申出又は条例第17条第4項の調停の申出をし

ようとする紛争当事者が多数人であるときは、当該紛争当事者は、当該紛争当事者のうちから3人を超えない範囲内でその代表者を選定することができる。

2 市長は、紛争当事者が多数人であり、かつ、前項の代表者を選定しない場合において、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該紛争当事者のうちから3人を超えない範囲内でその代表者を選定するよう求めることができる。

3 紛争当事者は、その代表者を選定したときは、代表者選定届出書（様式第19号）により市長に届け出なければならない。

（特別のあっせん及び調停）

第20条 自治会の代表者は、条例第20条第1項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、特別紛争調整申出書（様式第20号）により市長に申し出なければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める開発事業は、条例第3条第1項各号に掲げる開発事業とする。

3 条例第20条第1項の規則で定める数は、10人とする。

4 第11条の規定は条例第20条第1項のあっせんについて、第15条の規定は条例第20条第1項の調停について、それぞれ準用する。

（工事の着手延期等の要請）

第21条 市長は、条例第21条の規定により工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、工事着手延期・停止要請書（様式第21号）により事業主に要請するものとする。

（公表の方法）

第22条 条例第22条第5項の規定による公表は、小田原市掲示場の位置を定める規則（昭和56年小田原市規則第4号）に定める掲示場に掲示することにより行うとともに、必要に応じ、その他市民に周知する方法により行うものとする。

（実施細目）

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日規則第45号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。